

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書 (と畜場編)

平成 16 年 3 月

社団法人 中央畜産会

全国食肉センター協議会

目 次

はじめに

1. 導入手引書（と畜場編）の目的	
（1）手引書の目的	1
（2）牛肉トレーサビリティの定義	1
（3）牛肉トレーサビリティの根拠法等	1
2. 手引書の位置づけ	
（1）牛肉トレーサビリティの対象	2
（2）と畜場の役割	2
（3）トレーサビリティの導入ステップ	3
（4）関連用語の定義	5
3. トレーサビリティ導入のために事業者が行う管理内容	
（1）トレーサビリティ実施の基本的考え方	8
（2）管理・保管すべき牛肉個体識別情報	8
（3）販売先に伝達すべき牛肉個体識別情報	8
（4）(独)家畜改良センターへ届け出るべき情報	8
（5）と畜処理フローとトレーサビリティ管理内容	9
4. と畜段階でのトレーサビリティ	
（1）生体受入工程	11
（2）と畜工程	19
（3）冷蔵保管・搬出・販売工程	23
5. と畜段階での情報の伝達、表示、管理・保存	
（1）情報の伝達	26
（2）情報の表示	31
（3）情報の管理と保存	34
6. トレーサビリティ運営体制	
（1）管理責任者の設置	36
（2）外部立ち入り検査	36
（3）自主検査	36
<巻末資料>	37
1. 情報機器によると畜報告	38
2. 識別対象牛肉とその規格	45
3. 標準品名コード	46
4. 商品属性コード	47
5. 全国食肉処理施設一覧表による通し番号の例	49

はじめに

と畜場では様々な食肉衛生・安全性の管理や品質管理に関する取り組みがなされてきている。さらに、BSEの発生や偽装表示などによって、消費者の食肉に対する信頼性の確立がとくに重要となっており、生産やと畜、部分肉加工、流通の履歴が明確にされた食肉の供給が望まれている。

このために、消費者が安心して食肉を購入できるようにするために、トレーサビリティシステム(以下、トレーサビリティという)の導入・確立がと畜場に求められている。

牛・牛肉トレーサビリティの法的整備やその実施体制は、ここ2～3年、急速に進んでいる。平成14年には、国内で飼養されているすべての牛に個体識別番号が記載された耳標の取付作業が終わり、農林水産省による「牛個体識別台帳」が作成された。10月からはインターネットを利用して、このデータベースにアクセスできる体制が整えられた。

平成15年6月には「牛個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が成立し、関係政省令も制定されている。これらの法令などは平成15年12月より生産段階（と畜場でのとさつの届出を含む）で施行され、平成16年12月からは流通・販売段階でも施行される。

「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書」（と畜場編）は、国産牛のと畜段階でのトレーサビリティの意義を明確にするとともに、と畜段階での作業の標準的手順を示し、それにたいするさまざまなトレーサビリティ対応策の実例を示している。また、トレーサビリティ導入に当たっては、牛の個体識別情報の伝達、管理が不可欠であるので、具体的な情報伝達・管理の方法も示している。なお本手引書では、信頼性が高く、効率的なトレーサビリティのあるべき姿を示している部分も多いので、それぞれの企業の現状や能力を踏まえて、積極的に活用されたい。

本手引書は、「国産トレーサビリティ導入手引書」（総論編）を参考に作成されており、本手引書と合わせてトレーサビリティ導入の際の資料として活用されたい。

<委員及び委員会の構成>

事業名：平成 15 年度食肉処理衛生管理向上等推進事業

と畜場・部分肉加工場トレーサビリティ導入専門委員会 委員名簿

委員氏名	所属先名称	役 職
◎小林 喜一	(財)日本食肉流通センター	理事
前田 繁	兵庫県食肉卸組合連合会	会長
横山 比呂志	(株)北海道畜産公社	業務部 次長
今泉 博光	(株)群馬県食肉卸売市場	企画管理課主任
野須 昭彦	伊藤ハム(株)ミートパッカー	国内ビーフ部長
沓澤 宏紀	全農 畜産販売部	審査役
佐藤 浩司	全開連業務部	業務部長
鈴木 一男	(独)家畜改良センター 個体識別部	部長
下野 勝	(株)インダ	S I 課長
佐々木 勝年	(株)社会構造研究所	代表取締役

◎：委員長

1. 導入手引書（と畜場編）の目的

（1）手引書の目的

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（以下、本手引書という）の目的は、これからトレーサビリティを導入しようとする食肉卸売市場（中央・地方）、産地食肉センター、一般のと畜場、関連団体等の現場サイドにトレーサビリティ構築の指針を示すことである。

（2）牛肉トレーサビリティの定義

国産牛肉トレーサビリティとは、『国産牛肉の生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンを構成する各段階で、牛肉とその情報を追跡し、また遡及できること』を指す。

＊川下方向へ追いかけるとき追跡といい、川上方向へさかのぼることを遡及という。

国産牛のと畜段階におけるトレーサビリティの意義は以下のようにまとめられる。

- ① 国産牛肉製品の安全性を脅かす事故が生じた場合、その事故原因の究明が容易になる。
- ② 事故が起こった商品を追跡し、それを正確、迅速に回収することができる。
- ③ 国産牛肉の管理情報の信頼性を向上させ、製品と製品ラベルの照合を確保することによって表示の正確さを担保できる。
- ④ 国産牛肉を個体識別番号で管理することにより、在庫管理や品質管理を効率的に行うことができる。
- ⑤ 牛肉の表示の信頼性確保が図られ、また消費者への牛肉に関する情報量が増えることにより、国産牛肉の消費拡大に寄与できる。

（3）牛肉トレーサビリティの根拠法等

牛肉トレーサビリティの根拠法は、以下のとおりである。

- ① 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
（以下、牛肉トレーサビリティ法という）
- ② 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令」
- ③ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則」
- ④ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る施行通知」
- ⑤ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る運用通知」

＊この根拠法等の条文は省略しているが、農林水産省のホームページに掲載されているので参照されたい。

農林水産省ホームページアドレス：<http://www.maff.go.jp/>

2. 手引書の位置づけ

(1) 牛肉トレーサビリティの対象

牛肉トレーサビリティの対象牛肉は、牛個体識別台帳に記録されている牛に由来する牛肉（牛肉トレーサビリティ法では「特定牛肉」と示されている）である。

と畜段階での識別対象、対象事業者は、以下のとおりである。

① と畜段階の識別対象

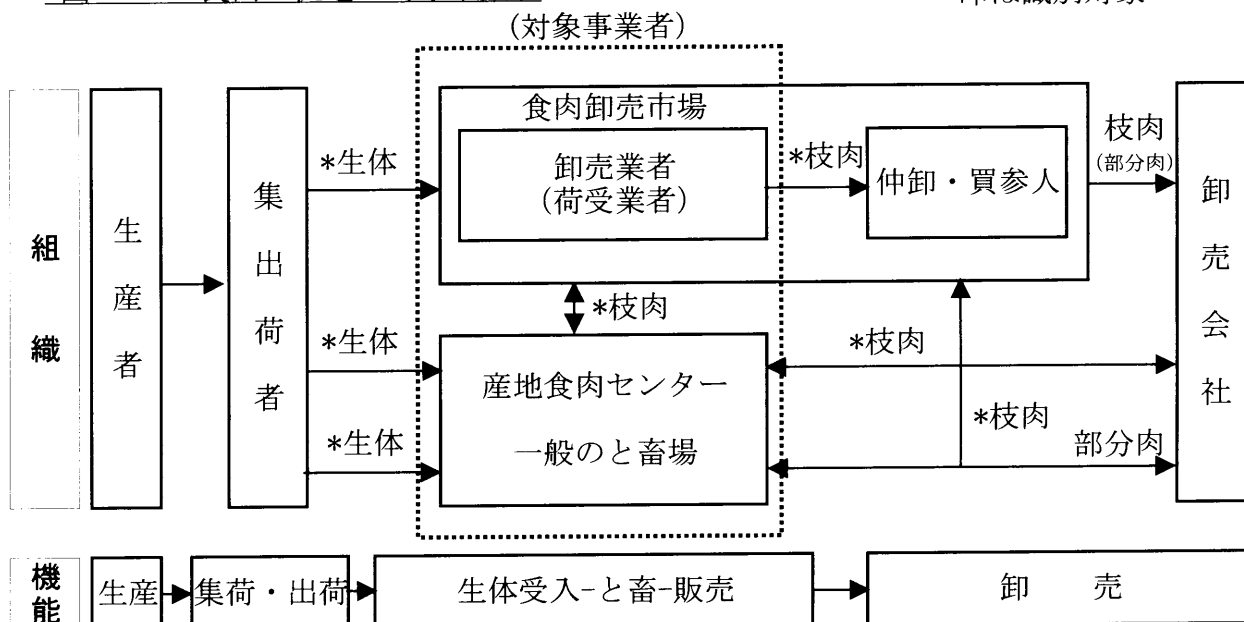
生体、枝肉（搬入枝肉を含む）

② 対象事業者

食肉卸売市場（中央・地方）、産地食肉センター、一般のと畜場

図 1-1 食肉の流通と対象事業者

*印は識別対象



(2) と畜場の役割

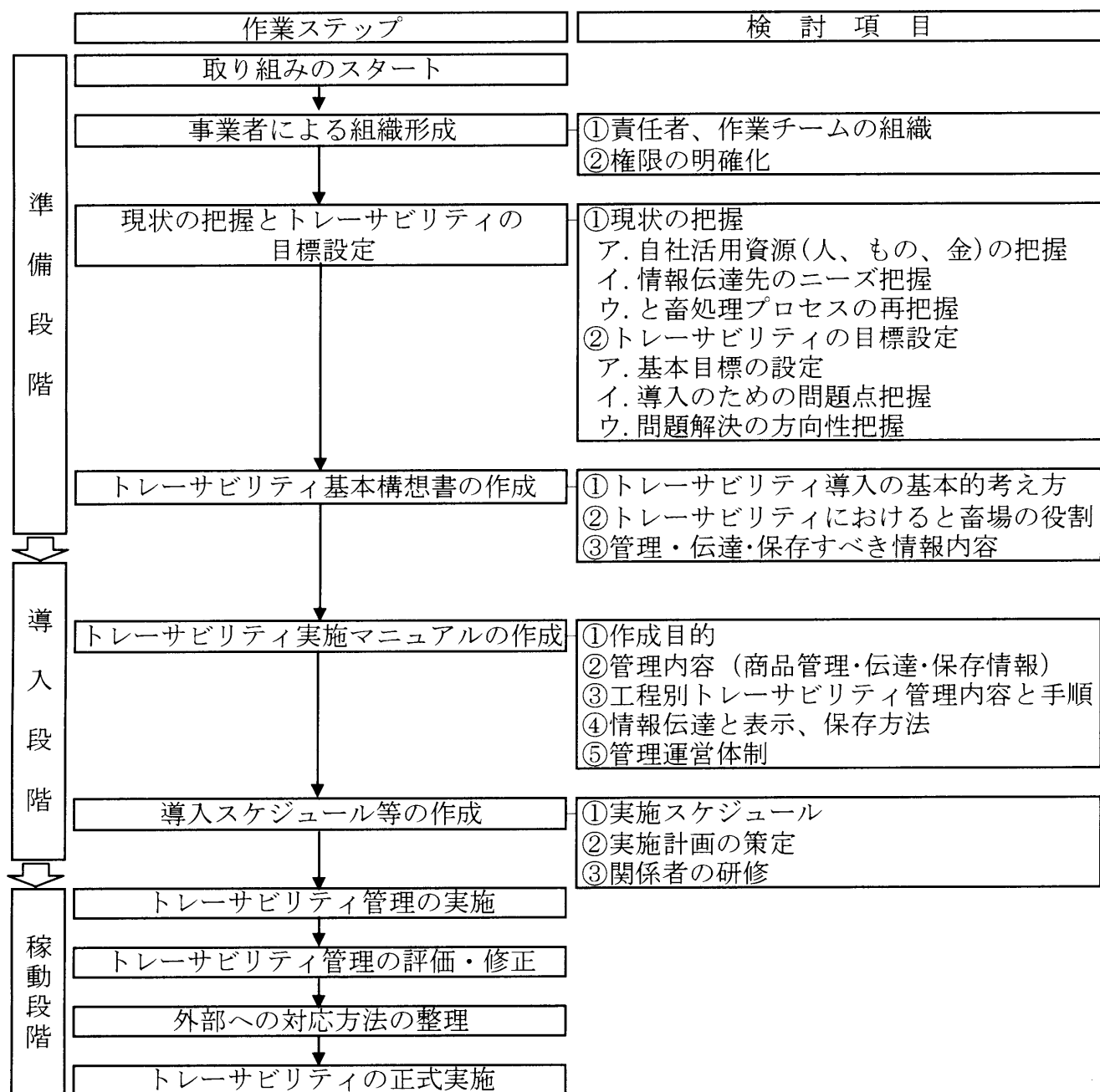
牛肉トレーサビリティにおいて、と畜場の役割は、次のような点にある。

- ① と畜・解体にともなって生じる国産牛の生体、枝肉の識別管理（生体、枝肉とその個体識別情報の照合）
- ② トレーサビリティに対応する新たな情報の作成
- ③ 同上の新たな情報の照合・管理
- ④ 同上の新たな情報の保存
- ⑤ 出荷・販売先への枝肉の個体識別情報の伝達
- ⑥ 独立行政法人 家畜改良センター（以下、(独)家畜改良センターという）へのと畜報告

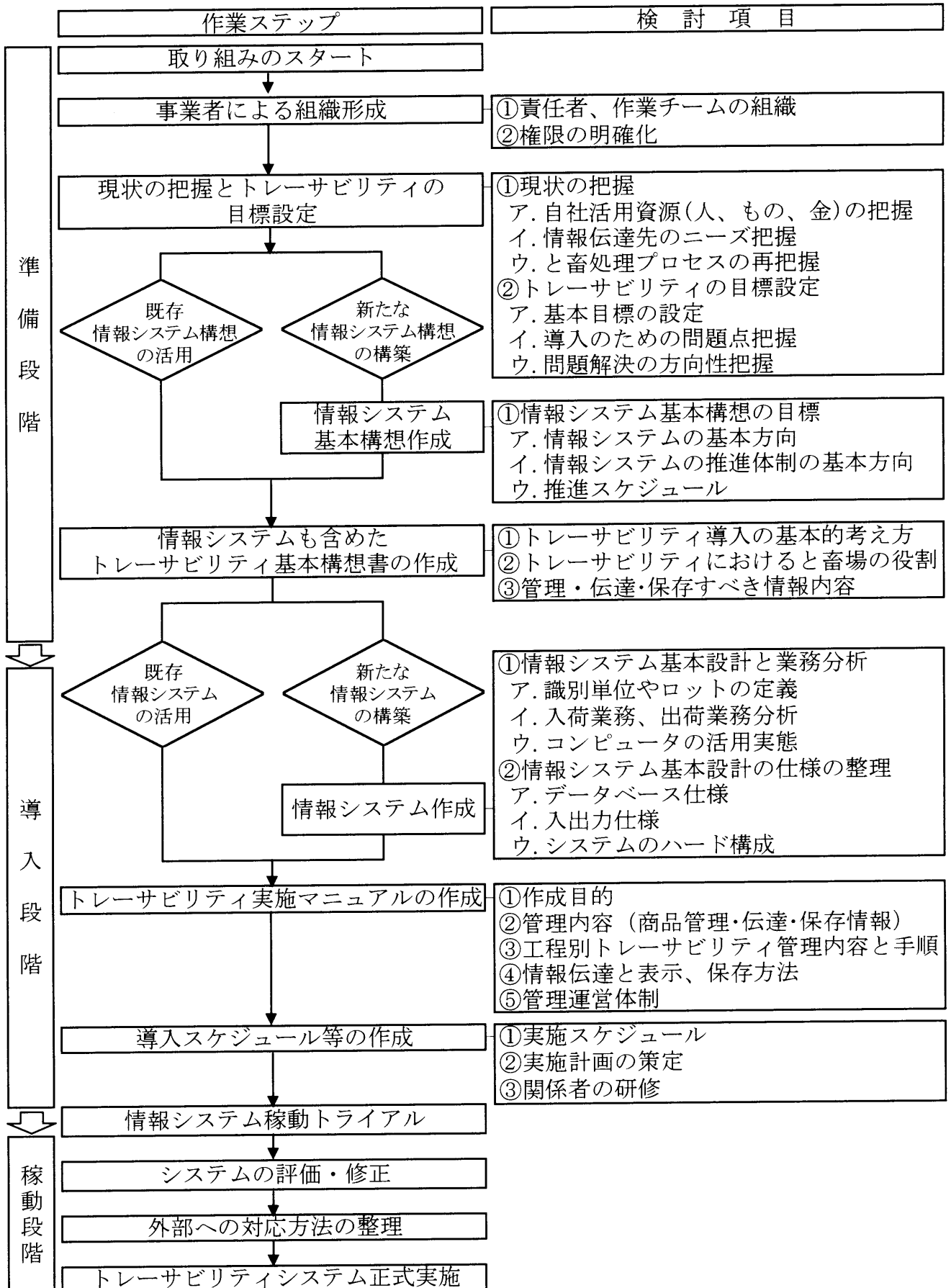
(3) トレーサビリティの導入ステップ

トレーサビリティの標準的な導入ステップは、以下のように示すことができる。各事業者は、取引形態、取引ニーズ、自社資源、自社の取引慣行、自社の経営システムなどを考慮に入れて、自社に適した方法で取り組む必要がある。なお、この導入ステップは「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会 平成15年3月）20頁を参考にしている。

① 情報システムを本格的に採用しないトレーサビリティの導入



② 情報システムを採用するトレーサビリティの導入



(4) 関連用語の定義

と畜段階におけるトレーサビリティに関する関連用語は、次のようなものがある。

① 牛肉トレーサビリティ

国産牛肉の生産、処理、加工、販売のフードチェーンを構成する各段階で、牛肉とその情報を追跡し、また遡及できること。

② 識別

個体識別番号やロット番号などにより、牛の個体や牛の個体製品・ロットの製品、事業者、場所を特定できること。

③ 個体識別番号

牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号。(独)家畜改良センターが管理する牛の番号であり、生体輸入牛も含め全国で飼養されているすべての牛が対象とされ、重複のない生涯唯一の固有番号。末尾のデジットを含めて10桁の数字で表示される。伝票やラベルなどには「個体識別番号」と表記する。

④ 内部識別番号

各段階の事業者が製造・保管・販売等の管理のために使用する識別番号(下記の例を参照)で、単一の番号を使用する。同日に同一番号を使用しない。その際、個体識別番号との照合ができるようにしておく。

例：・と畜受付番号(23、24、25)、枝肉番号(1123右)

・部分肉製造番号(1123右、左)、工場バッチ番号

・冷蔵保管番号、在庫ロット番号

・精肉製造ロット番号、工場バッチ番号

⑤ 耳標

牛の生体を識別するために、算用数字とバーコードによって表記され10桁の個体識別番号を表示した札。牛の両耳に生産農家によって装着される。

⑥ ロット

同一の条件下において製造または包装された牛肉の各段階での取り扱い単位のこと。牛肉トレーサビリティ法では「荷口番号」と表現される。ロットの構成要素は各段階で異なる。ロットの識別は販売業者などの事業者が自ら設定する番号・記号で行い、個体識別番号に代えて表示することができる。その際、ロットを構成する個体識別番号の管理が求められる。

なお、と畜段階では、個体識別番号などにより1頭ごとの個体管理が義務付けられており、ロットによる識別管理は認められていない。

⑦ 特定牛肉

牛肉トレーサビリティ法により、個体識別番号の表示等を行う対象となる牛肉、すなわち牛個体識別台帳に記録されている牛に由来し、食用に供せられる牛肉(舌、内臓等は含まない)のこと。ただし、以下のものはトレーサビリティの対象外とする(原料となる牛正肉はトレーサビリティの対象になる)。

ア. 牛肉を原料または材料として製造し、加工し、または調理したもの

イ. 牛肉を肉ひき機でひいたもの(ひき肉)

ウ. 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの(小肉、小間切れなど)

⑧ 牛の管理者

牛の管理者とは、牛の所有者など、牛を管理する者を指し、牛の飼養者や共同哺育・育成センターなどの事業者に加えて、荷受業者も含まれる。

⑨ と畜者

と畜者とは「牛をとさつした者」で、牛肉トレーサビリティ法では、牛をとさつ・解体して牛肉（枝肉）として他社に引き渡す工程を自らが行い、管理する者をいう。

具体的には、と畜場を管理して自らとさつ・解体業務を行う者、他社が設置または管理すると畜場において、牛のとさつ・解体業務を自らが行っている者をいう。地方公共団体にあっても、このいずれかに該当すれば「と畜者」となる。

自らとさつ・解体業務を行う者が、これらの業務を外部委託する場合、とさつ・解体工程の管理責任は委託する事業者が負っている。外部の委託された事業者には管理責任はないので、委託者が「と畜者」となる。

ただし、食肉卸売市場で荷受業者がとさつ・解体を委託する場合は、とさつ・解体を委託された者が「と畜者」となる。

⑩ 荷受業者

荷受業者とは、出荷者から牛を引き受け、とさつまで牛を管理するする者をいう。

食肉卸売市場等でみられるように、荷受業者が「と畜者」と異なる場合、荷受業者は出荷者と牛を関連づける唯一の情報の管理者であることから、譲受け等について農林水産大臣への届け出が義務付けられている。

また、食肉卸売市場でみられるように、同一のと畜場において牛を譲り受ける「荷受業者」と「と畜者」がそれぞれ固定されている場合、両者の連名により、個体識別番号、譲渡し年月日、譲受年月日などの事項を届け出ることができる。

⑪ 販売業者

牛肉の販売を継続的に事業活動として行っている者。すなわち、食品衛生法の規定により、「食肉販売業者」の営業許可を受けて販売を行う者、または卸売市場法により許可を受けて卸売市場における卸売業務を行う者をいう。

⑫ 牛個体識別システム

1頭の牛ごとに重複することのない生涯唯一の個体識別番号により牛を識別・管理するシステムのこと。インターネットを利用して公表される牛の個体識別情報は、個体識別番号により入手できる。

⑬ 食肉標準物流バーコード

食肉標準物流バーコードは、部分肉のカートンおよび個別包装（シュリンクパック等）に貼付する物流ラベルに記載される全国共通のバーコードとして開発された。物流業務の効率化を図るとともに、カートン単位での情報追跡が可能となる。

現在、食肉標準物流バーコードではUCC/EAN-128体系が採用されている。この方式は、可変長データによって、従来よりも多くのデータが表示できることから、生鮮食品（食肉、野菜・果実、水産物等）の重量や加工年月日、加工規格、製造番号など、より詳細なデータの伝達のために使われている。商品管理、物流管理、業務管理などで「情報と物の一致」、「情報と物の対応づけ」をより平易で確実に実現する手法として評価されている。

⑭ (独)家畜改良センター

全国の牛個体識別番号のデータを管理する独立行政法人。生産農家からの届出により個体識別番号のほか、下記情報のデータを管理し、牛個体識別台帳を作成する。

これらの個体識別番号情報にはインターネットによりアクセスすることができる。

(インターネット・アドレス：<http://www.nlbcc.go.jp/>

または <http://www.lin.go.jp/>)

＜情報項目＞	備 考
1. 個体識別番号	
2. 出生年月日(または輸入年月日)	
3. 雌雄の別	
4. 種別	
5. 母牛の個体識別番号	輸入された牛は除く
6. 管理者(飼養者・所有者)の氏名(または名称)、住所、管理開始年月日、管理終了年月日	管理者の氏名・住所は当該者が同意した場合に限り公表
7. 飼養施設の所在地、飼養開始年月日、飼養終了年月日	都道府県名を公表
8. 異動内容、異動年月日	
9. と畜場名(名称)、所在地、と畜年月日(死亡または輸出年月日)	
10. 輸出・輸入国名、輸出・輸入者の氏名(または名称)、住所	

⑮ ハンディターミナル (以下、HTという)

耳標を読み込むバーコードリーダーの機能を持った、手で操作できる機器。読み込まれた個体識別番号を赤外線通信でパソコンに転送できる。

⑯ ID連携システム

ID連携システムとは、と畜場、家畜市場、農協、育成牧場および大規模農場などが管理する多数の牛の異動(移動、死亡、と畜)の届出を正確かつ迅速に行うために、HTを用いて、耳標や出生報告カード等のデータを読み取り、届出をするシステムのことである。

ID連携システムは、と畜場における個体識別番号の管理を支援する情報伝達手段として評価されている。

HTで読み取った複数の個体識別番号は一括して検索され、個体識別情報が迅速に収集され、照合される。また、(独)家畜改良センターからフィードバックされる最新の個体識別情報を効率的に活用することができる。

⑰ LOシステム

LOシステムは、(独)家畜改良センターが管理していると畜報告や出生報告のシステムで、と畜場はと畜報告のために利用することができる。インターネットを利用してLOシステムに登録することによって、と畜報告をID連携システムやFAXに代わってインターネットで送信することができる。(独)家畜改良センターは、中小規模のと畜場にLOシステムの利用を勧めている。

⑱ 原産地

牛の原産地表示はJAS法で定義されており、国産品は国産である旨の表示をする。ただし、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として表示することができる。この場合は、国産である旨の記載を省略することができる。

3. トレーサビリティ導入のために事業者が行う管理内容

(1) トレーサビリティ実施の基本的考え方

と畜者は、牛（生体）と牛肉の情報に関して重要な役割を果たしている。牛生体から枝肉までの牛肉の情報を追跡し、遡及できるように、個体識別番号情報を管理しなければならない。さらに牛肉に関する個体情報の信頼性向上、牛肉の安全性向上、業務の効率性向上に努める。

このためにと畜者は、と畜の処理工程ごとに牛（牛肉）の個体識別、と畜段階の新たな個体識別情報の作成、個体識別情報の照合、個体識別情報の記帳・保管を行う。なお、と畜段階では牛生体および枝肉は個体ごとの管理とし、ロット管理は行わない。

(2) 管理・保管すべき牛肉個体識別情報

- ① 生体受入にともなう情報
個体識別番号、搬入年月日、原産地、出荷者名（と畜申請者名）、出荷者所在地、生産者名（最終生産者名）、生産者所在地、種別、雌雄別、最終肥育地、生体重量
- ② と畜にともなう情報
個体識別番号、内部識別番号（と畜番号等）、と畜年月日、枝肉重量
- ③ 搬出・販売にともなう情報
個体識別番号、内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）、原産地、販売年月日、販売先名（搬出先名）、販売先（搬出先）所在地、枝肉重量

(3) 販売先に伝達すべき牛肉個体識別情報

個体識別番号または内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）

（注）内部識別番号（と畜番号、枝肉番号等）を用いた場合、それに対応する個体識別番号を書面で伝えることが必要である。また通常、販売・引渡し等の行為として販売年月日、原産地、枝肉重量等の情報を伝票等で引き渡すことが求められる。

(4) (独)家畜改良センターへ届け出るべき情報

〈と畜報告〉

- ① と畜者名、と畜者所在地、連絡先
- ② と畜場名、と畜場所在地、連絡先
- ③ 個体識別番号
- ④ と畜年月日
- ⑤ 譲受け等の相手方の氏名（名称）、連絡先

（注）「譲受け等の相手方」とは、該当牛を出荷した農家等を指すが、この農家等をにわかには特定することが難しい場合、牛の売買代行者等（出荷団体等）の氏名（名称）および連絡先で代えてもよい。

〈牛の死亡に関する届出〉

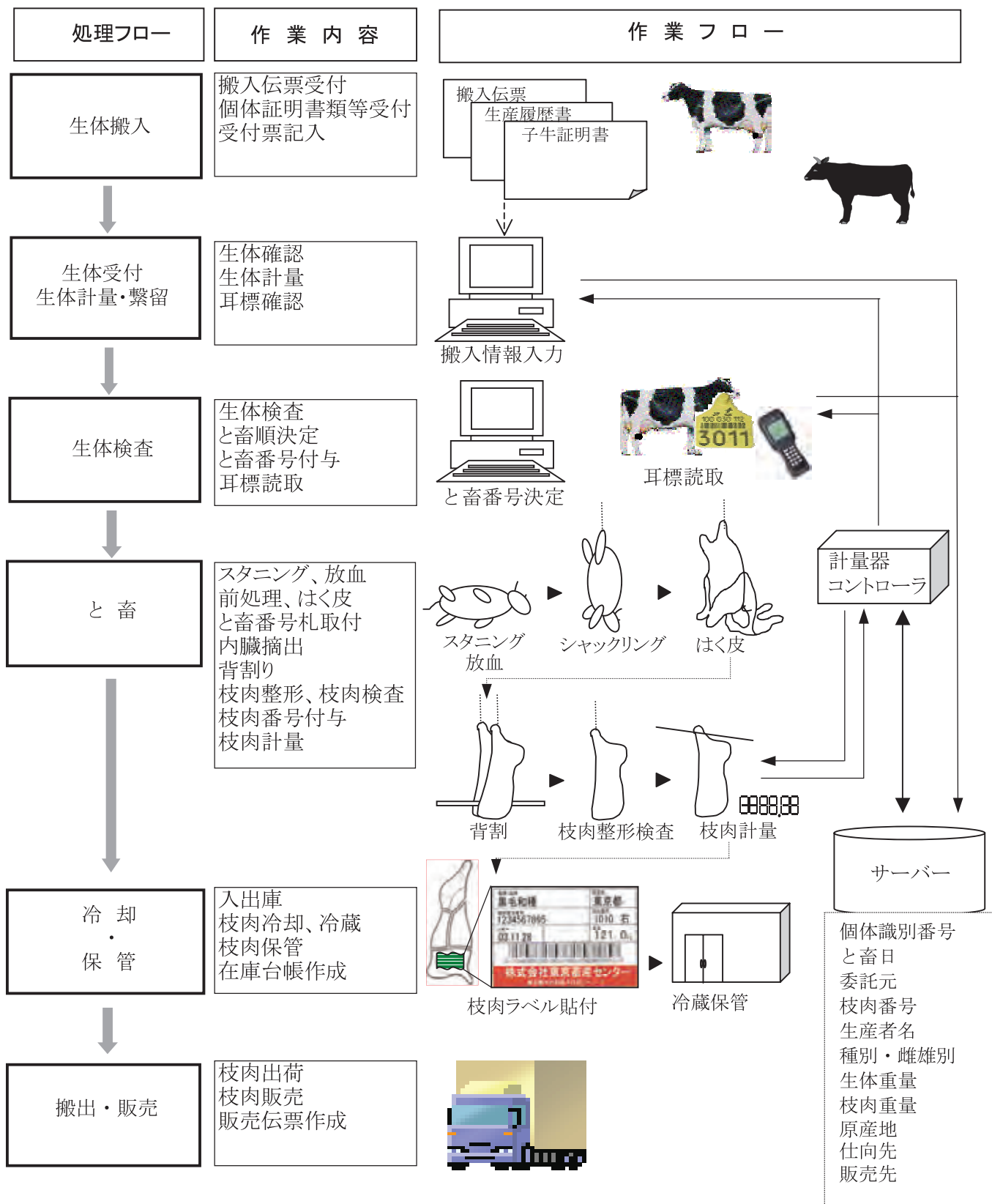
と畜場内で死亡（と畜による死亡を除く）した場合は、当該牛が死亡した時点での管理者である荷受業者ないしは出荷者（農家）が(独)家畜改良センターに死亡の届出を行う。

- ① 管理者名、管理者所在地、連絡先
- ② 個体識別番号
- ③ 死亡年月日

（注）荷受業者がと畜者と同一の場合は死亡届出を出荷者（農家）が行うこととなるので、と畜者はその旨を出荷者に伝えることが重要である。

(5) と畜処理フローとトレーサビリティ管理内容

① 生体搬入によると畜処理フロー



トレーサビリティ管理

<生体搬入>

- ア. 個体識別番号が記載された搬入伝票の確認・照合、保管
- イ. 個体を証明する書類(と畜場は任意で求めることができる)
- ウ. 搬入情報の記録・保管
(個体識別番号、搬入日、出荷者名、出荷者所在地、生体重量)
- エ. 個体識別情報の確認(原産地、種別等)

<生体受付、生体計量、係留>

- ア. 生体確認、耳標確認・照合
- イ. 受付番号の確認

<生体検査>

- ア. と畜順の決定
- イ. と畜番号の取付・確認
- ウ. と畜番号と耳標の個体識別番号の照合、確認
- エ. 耳標読取

<と畜>

- ア. 生体のと畜順の確認
- イ. と畜番号の確認
- ウ. はく皮後、と体にと畜番号札の取付
- エ. 背割り後、と畜番号ラベルの取付
- オ. 枝肉検査後、枝肉ラベル発行
- カ. 枝肉番号と個体識別番号の照合、記録・保管
- キ. 枝肉ラベルの貼付
- ク. と畜日、枝肉重量の記録・保管
- ケ. (独)家畜改良センターへのと畜の届出
(と畜者名、と畜者所在地、個体識別番号、と畜日、譲受先名、譲受連絡先)

<冷却・保管>

- ア. 枝肉ラベルの確認
- イ. と畜実績の記録・保管
- ウ. 入庫・出庫記録の作成

<搬出・販売>

- ア. 個体識別番号が記載された販売伝票の発行・保管
- イ. 枝肉販売情報の記録、保管
(個体識別番号、販売日、販売先、販売先所在地、枝肉重量)

4. と畜段階でのトレーサビリティ

(1) 生体受入工程

① トレーサビリティ管理内容と標準的手順

生体受入段階での作業内容に則して、トレーサビリティの管理内容と標準的手順を示す。

表4-1 トレーサビリティの管理内容

処理工程	作業内容	トレーサビリティの管理内容		
		個体の識別	情報の管理	情報の照合
受付窓口	- 搬入伝票の受付 - 個体証明書類受付	- 個体識別情報の確認（原産地、種別等） - 受付番号の確認	- 搬入情報（個体識別番号、搬入日、出荷者名、出荷者所在地、原産地等） - 受付票の記入、入力（搬入日、出荷者名、搬入者名等）	- 搬入伝票と受付票の個体識別番号の照合 - 搬入伝票と個体を証明する書類から個体情報を照合
生体計量・係留	- 受付番号の取付 - 生体重量計測	- 受付番号の確認 - 生体重量の確認	- 受付番号 - 生体重量	
生体確認・生体検査	- 受付担当による生体確認 - と畜検査員による生体検査 - と畜番号取付	- 生体のと畜順の確認 - 耳標装着の確認 - と畜番号の確認 - HTによる耳標読取 - 目視による耳標読取	- と畜番号 - HTによる個体情報の入手	- 個体識別番号とと畜番号の照合 - 受付番号とと畜番号の照合 - 搬入伝票の個体識別番号と耳標の個体識別番号の照合
追込み	係留場から誘導路への移動	と畜順の確認		

表4-2 トレーサビリティの標準的手順

処理工程	標準的手順	具体的取扱い方
受付窓口	ア. 出荷者から提出される個体識別番号が記載してある搬入伝票および個体を証明する書類の受付、確認、保管 イ. 搬入情報の記録、保管（個体識別番号、搬入日、出荷者名、出荷者所在地等） ウ. 個体識別情報の確認（原産地、種別等） エ. 個体識別番号が記載された受付票の作成	ア. ＜搬入情報＞ 出荷者名、出荷者住所、搬入日、搬入者名、種別、性別、生年月日、移動履歴の個体情報を入手する。 イ. ＜個体を証明する書類＞ 個体を証明する書類を求める場合がある。 ー和牛の例ー 生産履歴証明書、子牛登記書等 ーホルスタインの例ー 血統登録書（ホルスタイン）、人工授精・疾病記録表、個体識別台帳からの検索記録等 ウ. ＜原産地確認の方法＞ 生産履歴証明書や個体識別情報検索等で最長飼養地を確認する。 エ. ＜個体識別情報の確認＞ 個体識別番号によって（独）家畜改良センターの個体識別情報を入手し、種別、原産地表示、仕入先名などを確認する。
生体計量・係留	オ. 生体への受付番号札の取付、確認 カ. 生体重量の記録・保管	オ. ＜受付番号表示の事例＞ 生体に受付番号札を取り付け、スプレーペンキなどで受付番号を補助的に記入する。 カ. ＜生体受付＞ 耳標がついていない生体は受付けることができない。
生体検査・生体確認	キ. と畜順の決定 ク. と畜番号の確認 ケ. と畜番号と耳標の個体識別番号の照合 コ. HTないしは目視による耳標の個体識別番号の読取、記録 サ. 読取った個体識別番号とと畜番号の照合	キ. ＜耳標読取の方法＞ 耳標のバーコードをHTで読み取る場合、一般には、10cmから30cm離して読み取る。 ク. ＜耳標目視の記録＞ 目視による場合、直ちに受付票や生体受付記録簿に個体識別番号を記録する。 ケ. ＜耳標装着がない場合＞ 耳の疾病、輸送中の脱落等により耳標の装着はないが、個体と個体識別番号の一致が確認できる場合、首輪・ペンキ等で個体識別し、受け付けすることができる。
追込み	シ. と畜順の確認	

② 伝達・表示例

ア. 帳票類

(ア) 搬入伝票の例

個体識別番号を記載した伝票を使用する。

肉牛出荷明細書										
生産者名		搬入者名		合計頭数		頭				
※生産者記入				※守衛記入				※営業課記入		
出荷月日	と畜日	と畜順番	耳標番号	品 種	性 別	備 考	守衛受付 No.	校肉 No.	生体重	

個体識別番号

肉 牛 搬 入 明 細 書
殿 下記の通り出荷いたします

出荷月日 年 月 日
出荷農協名

共進会・勉強会の名称を記入				共進会		勉強会		運搬者名			
受付No.	毛狩	支所	出荷者	車両区分	品種	性別	生体重	耳 標		適用	月 齢
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			
			コード			ヌメオ経 キスス産	JP	基金			

(イ) 生産履歴証明書の例

個体識別番号が記載された生産履歴証明書の提出を求める場合。

生産履歴証明書													
個体識別番号				出荷月日				平成 年 月 日					
基金番号				出荷月齢									
と畜月日		平成 年 月 日				枝肉№							
と畜場名													
最終肥育者		住 所				住所 出荷者と最終肥育者が異なる場合に記入							
		氏 名				出荷者氏名							
出荷牛 情報		品 種		①黒毛和種 ②褐毛和種 ③日本短角種 ④無角和種 ⑤黒毛×褐毛 ⑥和牛間交雑種 ⑦肉専用種 ⑧ホルスタイン種 ⑨ジャージー種 ⑩乳用種 ⑪交雑種									
		性 別		去勢 ・ めす ・ 経産 ・ おす									
		生年月日		平成 年 月 日									
		導入月日		平成 年 月 日		自家産 ・ 導入 (育成牛 ・ 子牛)							
移動履歴		出生地		育成地 1		育成地 2		子牛市場		肥育地 1		最終肥育地	
県 名													
農家名													
出生・転入年月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
備 考													

注) 上記の移動履歴に追加がある場合は、備考に記入。

給与した 主な飼料		飼料名			製造者		
		配合飼料					
		配合飼料以外の飼料					
		粗飼料					

動物用医薬品の休薬期間を遵守していますか。 チェックしてください。		はい
--------------------------------------	--	----

当農場において飼養した上記出荷牛には、省令で禁止されている飼料（肉骨粉など）を一切給餌していません。また、この牛の販売時にこの証明書の公開に同意します。

出荷者氏名

印

家畜個体識別システムの移動履歴を確認しました。

JA名 ○○農業協同組合 担当者名 (

) 印

(JAグループの例)

個体識別番号が記載された出荷牛育成履歴証明書の提出を求める場合。

出荷者	〒			住所							
	ID				氏名 印						
畜主	〒			住所							
	ID				氏名 印						
個体識別番号(JP)				毛刈							
産地 コード		都府 道県	飼料給与	☐ 有 ☐ 無 ※ 肉骨粉を含む飼料の使用の有無 ※ 最長飼養地を記入する事。 家畜改良センターのデータと一致する事。							
種別区分	父		01.ホルスタイン種 02.ジャージー種 03.交雑種(肉専用種×乳用種) 04.黒毛和種 05.褐毛和種 06.日本短角種 07.無角和種 08.黒毛和種×褐毛和種 10.和牛間交雑種(08以外) 11.肉専用種(04～10以外) 12.乳用種(01及び02以外)								
	牛	母									
性別	牝 ☐	去勢 ☐	雄 ☐	生年月日		年		月		日	
繁殖者		〒		氏名 住所							
と畜申告者名					出荷区分	☐ と畜 ☐ 指定と場 ☐ 一般搬入					
と畜場											
と畜日付		年		月		日	と畜番号				
記入欄											
上場日付					上場番号						

15

(エ) 子牛登記書の例

和牛の場合は子牛登記書等によって確認することが望ましい。

耳標番号 42-924395

黒毛和種 子牛登記		左雄 平成 年 月 日生		登録記号番号 発行年月日 育種価年 育種価月 育種価日	
発行支部名 (支所)	()	父 黒原 2142 (84.0) 間検 1.00 2.6 育種価 AAAAAA		08育種 産検 直検 間検 S49	
問合せ番号		母 黒 1933193 (81.7)		曾祖父 黒 8994 (79.5) 黒高 280 (78.4)	
検査年月日		祖母 黒原 569809 (79.2) 黒高 128375 (80.0)		曾祖父 黒原 108 (80.1) 黒青 40 (82.3)	
検査委員		祖父 黒原 2134 (83.8)		曾祖父 黒原 287 (80.5) 黒青 134 (84.7)	
預付年月日		祖母 黒原 598235 (81.2) 黒高 126648 (81.2)		曾祖父 黒原 512 (81.0) 黒青 110 (83.7)	
人工授精師氏名		繁殖者 (管理者) ()		県 (4208201-)	
和牛改良組合認定番号		個体識別			
生時体重 Kg		セリ年月日 セリ番号 セリ体重 価格			

(食肉卸売市場の例)

(オ) 受付票の例

生体の受付票への個体識別番号の記載。

肉牛等受付帳										
年 月 日										
受付番号	と畜番号	仕入先区分	畜種区分	出荷者(生産者)		品種	性別	産地名	年齢	個体識別番号
				コード	出荷者名					

牛と畜受付票

平成 年 月 日

No.

受付番号	と畜No	農協名	生産者名	耳 標				生年月日(月齢)	品種	性別	生体重量	備 考
				種類	産地	個体識別番号	固有耳標					
1												
2												

イ. その他

(ア) 耳標等の例



(食肉卸売市場の例)

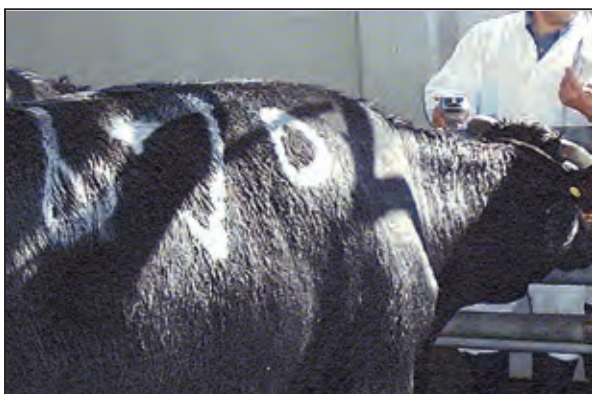
と畜番号札

耳標



(食肉卸売市場の例)

生体にかかれたと畜番号



(食肉卸売市場の例)

(イ) ハンディターミナルの例

ハンディターミナルで耳標番号を自動的に読み取る。



(食肉センターの例)

(ウ) と畜番号札の例

と畜番号札は、くり返し使用可能な札を準備しておく。



(食肉センターの例)



(食肉センターの例)

(2) と畜工程

① トレーサビリティの管理内容と標準的手順

と畜工程での作業内容に則して、トレーサビリティの管理内容と標準的手順を示す。

表4-3 トレーサビリティの管理内容

処理工程	作業内容	トレーサビリティの管理内容		
		個体の識別	情報の管理	情報の照合
生体誘導	・ 誘導路から処理室への誘導	・ 生体のと畜番号順の確認		
スタニング	・ スタニング	・ と畜番号の確認		
放血	・ のど刺し放血 ・ と体懸垂放血			
前処理	・ 食道結紮 ・ 肛門結紮 ・ 頭部はく皮、切断 ・ 足切断			
はく皮・内臓摘出	・ 胸割 ・ はく皮 ・ 腹部切開 ・ 内臓摘出 ・ 脊髄吸引	・ と体へのと畜番号ラベル取付、確認		
背割	・ と体の2分体処理	・ と体の左右確認		
仕上	・ 枝肉整形 ・ 枝肉洗浄			
計量	・ 枝肉計量	・ 枝肉番号の取付 ・ 枝肉ラベル確認	・ 枝肉番号 ・ と畜日 ・ 枝肉重量	・ 枝肉番号と個体識別番号との照合表